

激甚災害被災者のための会費免除について

日本科学哲学会では、今後、「激甚災害」に指定された災害で被災された会員の年会費を、一年分免除することになりました。免除を申請される方は、電子メールまたは郵便で、次の事項を事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

- ・ 申請者の住所、氏名、メールアドレス
- ・ 被災の概要

<備考>

- ・ 免除は自己申告によります。
- ・ 申請の受付期間は、激甚災害に指定された日より6ヶ月以内とします。
- ・ 申請内容を事務局で確認した後、会費免除のご連絡をいたします。
- ・ 免除される会費は、申請された年度分とします。ただし、当該年度の会費を納入済みの場合は、翌年度の会費を免除いたします。
- ・ 激甚災害の指定については、内閣府のサイト「激甚災害からの復旧・復興対策」に「過去5年の激甚災害の指定状況一覧」として掲載されています。
- ・ 申請内容を理事会で審議した後、免除の可否をお知らせします。
- ・ 2018年度に限り、過去3年に遡っての申請を認めます。

2019年1月16日